

日月会 会則

2009年（平成21年）11月 1日施行

日月会 会則

第一章 総則

第1条 (名称)

本会は日月会と称する。

本会の正式名称は、武蔵野美術大学校友会日月会とする。

第2条 (住所)

本会は本部を武蔵野美術大学造形学部建築学科におく。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り、武蔵野美術大学および武蔵野美術大学建築学科の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するための事業を、規則において定めるものとする。

第二章 会員

第5条 (会員の定義)

本会は次の会員を持って構成する。

1. 正会員

武蔵野美術大学建築学科の全卒業生および武蔵野美術大学大学院造形研究科建築コースの全修了生 または同大学もしくは同大学院に在籍したことのある者で本会に届け出た者

2. 準会員

武蔵野美術大学建築学科の全入学生および武蔵野美術大学大学院造形研究科建築コースの全入学生 または同大学もしくは同大学院に在籍した者

3. 特別会員

武蔵野美術大学建築学科の教職員および在籍した教職員

4. 名誉会員

本会に功労のあった者で、正会員が推薦し総会にて承認を得た者 ただし名誉会員は、入会金・会費を納めることを要せず、総会に参加はできるが議決権を有しない。

5. 賛助会員

本会の事業の趣旨に賛同し援助する個人または法人で、本会に届け出をした上総会にて承認を得た者 ただし賛助会員は、規則に定めた賛助会費を納めなければならない。また、賛助会員は総会には参加できるが発言権・議決権を有しない。

第6条 (会員の権利)

会員は、本会全ての活動に出席・参加することができる。また、正会員・準会員・特別会員・名誉会員は、本会の事業に対して意見を述べることができる。

第三章 役員・監査役

第7条（役員）

本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 事務局長 1名
4. 副事務局長 2名以内
5. 会計役 1名

第8条（監査役）

本会には監査役2名を置く。

第9条（役員・監査役の委嘱）

1. 会長は前執行部会において正会員の中から選出・任命される。
2. 会長は副会長・事務局長・副事務局長・会計役を選定し、前執行部会の承認を得た上で任命する。
3. 会長は監査役を選定し、前執行部会の承認を得た上で委嘱する。

第10条（役員・監査役の職務）

1. 会長は本会を代表し、その業務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
3. 事務局長は会に係る事務を統括する。
4. 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときはその職務を代行する。
5. 会計役は本会会計処理の執行にあたる。
6. 監査役は会計および事業を監査する。また監査上必要があると認められる場合、総会および執行部会の開催を請求できる。

第11条（事務局）

1. 本会の職務の執行・議事録の作成をするため事務局を設置する。
2. 事務局には事務局長・副事務局長を置き職務を統括する。

第12条（任期）

役員・監査役の任期は2年とする。ただし、再選は妨げないが最大で4年とする。

第四章 委員会

第 13 条（委員会）

本会には会長が認定する委員会を設置する。委員会の設置については規則において定めるものとする。

第五章 会議

第 14 条（会議の種類）

本会には次の会議を置く。

1. 総会
2. 執行部会

第 15 条（会議の開催）

1. 総会は次の各号に該当する場合開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員（賛助会員を除く）10 名以上から招集の請求があったとき。
 - (3) 第 10 条 6 項の規定により、監査役から招集の請求があったとき
2. 執行部会は次の各号に該当する場合開催することができる。
 - (1) 役員または委員が必要と認めて会長に開催を申請し、会長がそれを了解したとき。
 - (2) 第 10 条 6 項の規定により、監査役から招集の請求があったとき。

第 16 条（会議の招集，定数，議長）

1. 総会の招集，成立定数，議長については次の各号の通りとする。
 - (1) 総会は会長が全会員に向けて，開催日 2 週間前までに招集を呼びかける。会員への周知方法については，規則においてこれを定める。
 - (2) 総会は役員・監査役および会員 10 名以上の出席により成立する。
 - (3) 総会の議長は総会において選任する。
2. 執行部会の召集，成立定数，議長については次の各号の通りとする。
 - (1) 執行部会は第 7 条に定める役員と第 13 条に定める委員によって構成し、会長が招集する。会員への周知方法については，規則においてこれを定める。
 - (2) 執行部会は役員の 3 分の 2 以上および全ての委員会の代表者の出席により成立する。
 - (3) 執行部会の議長は会長がこれにあたる。

第 17 条（会議の議決）

1. 総会の議決は次の各号の通りとする。
 - (1) 総会の決議は出席者数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決とする。
 - (2) 総会では委任状により議決権を行使することができる。委任状については，規則においてこれを定める。
2. 執行部会の議決は次の各号の通りとする。

- (1) 執行部会における議決は出席者数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決とする。
- (2) 執行部会では委任状により議決権を行使することができる。委任状については、規則においてこれを定める。

第 18 条（会議の審議事項）

1. 総会では以下の事項を審議する。
 - (1) 事業計画の決定ならびに事業報告の承認
 - (2) 予算・決算の承認
 - (3) 会員（賛助会員を除く）から請求があり会長が認めた事項
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他特に会長・監査役が付議した事項
2. 執行部会では以下の事項を審議する。
 - (1) 次期会長の選出・任命
 - (2) 次期副会長・次期事務局長・次期副事務局長・次期会計役・次期監査役の承認
 - (3) 会長から提示された会則変更案
 - (4) 規則の変更
 - (5) 執行部運営マニュアルの変更
 - (6) その他役員・監査役・委員が付議した事項

第 19 条（議事録）

1. 総会・執行部会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録は副事務局長が作成し、出席した役員の確認を得るものとする。

第六章 会計

第 20 条（会計役）

会計処理執行内容は、規則においてこれを定める。

第 21 条（経費）

本会の経費は入会金・会費・賛助会費・寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第 22 条（入会金、会費の額）

入会金・会費および賛助会費の額に関しては、規則においてこれを定める。

第 23 条（予算および事業計画）

1. 本会の予算および事業計画は、会長が予算案および事業計画書を作成し、総会の承認を得るものとする。
2. 承認された予算および事業計画は、規則に定めた方法により会員に周知する。

第 24 条（決算および事業報告）

1. 本会の決算および事業報告は、会長が決算書および事業報告書等を作成し、監査役の監査を受け、総会の承認を得るものとする。
2. 承認された決算および事業報告は、規則に定めた方法により会員に周知する。

第 25 条（会計年度）

本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第七章 補則

第 26 条（支部）

本会は、各都道府県などに支部を置くことができる。（支部の規則は別に定める）

第 27 条（辞任）

役員・監査役・委員はいつでも辞意を表明することができる。辞任の手続きその後の任命・委嘱については、規則においてこれを定める。

附 則

- ・ 本会の正式名称は、武蔵野美術大学校友会日月会支部から、武蔵野美術大学校友会日月会に変更した。
- ・ 本会則は総会決議後，昭和 43 年 4 月 1 日より施行する。
- ・ 本会則は総会決議後，平成 13 年 1 月 14 日より施行する。
- ・ 本会則は総会決議後，平成 21 年 11 月 1 日より施行する。

日月会 規則

2009年（平成21年）11月 1日施行

日月会 規則

日月会会則規約に基づき、本規則を制定する。

1条 事業内容

1. 会報の編集・発行
2. 本会ホームページの管理・運営
3. 本会主催の行事の企画・運営
4. 本会からのメールマガジンの発行
5. 会員の学術向上に係る事業
6. 武蔵野美術大学および武蔵野美術大学建築学科との相互協力に係る事業
7. その他本会の目的を達するために必要な事業

2条 委員会

1. 本会には広報委員会および企画委員会を常設する。
2. 広報委員（8名以内）・企画委員（4名以内）は会長が任命する。
3. 会長は執行部会の承認のもと、必要に応じて新たに委員会を設置することができるものとし、各委員は会長が任命する。
4. 委員会は、役員または委員が必要と認めて、役員または委員から招集の請求があれば開催することができる。
5. 会長から顧問選任の要請があった場合は、委員会内に顧問1名を置くものとする。

3条 重任条件

1. 役員は、会長から委員重任の要請を受けそれに合意した場合は、役員と兼務して委員の職務にあたるものとする。
2. 監査役は、会長から委員会顧問重任の要請を受けそれに合意した場合は、監査役と兼務して顧問の職務にあたるものとする。

4条 会計役

1. 会計役は入会金・会費・**賛助会費**・寄付金および経費を管理して、会則第六章 20条から24条に定められた職務にあたる。
2. 本会の予算案および決算書の作成にあたり会長を補佐する。
3. 本会が取引する全ての金融機関の口座は会計役の住所に置き、その管理にあたる。

5条 会議の招集

1. 総会の招集は、本会ホームページおよびメールマガジンにより周知する。
2. 執行部会の招集は、本会執行部用メーリングリストにより周知する。

6条 委任状

1. 総会への委任状は、本会事務局宛の郵便書簡またはメールにより受け付ける。
2. 執行部会への委任状は、本会事務局宛の郵便書簡またはメールにより受け付ける。

7 条 辞任および辞任後の任命・委嘱

1. 辞意を表明した役員・監査役は、執行部会に辞表を提出し執行部会で認められた場合、役員・監査役を辞任することができる。
2. 辞意を表明した委員は、会長に辞表を提出し会長に認められた場合、委員を辞任することができる。
3. 会長が辞任した場合、その他の役員は速やかに新会長を正会員の中から選出し、執行部会を開催してその承認を得た上で任命する。
4. 会長以外の役員または監査役が辞任した場合、会長は速やかに新役員または新監査役を選定し、執行部会を開催してその承認を得た上で任命または委嘱する。
5. 委員が辞任した場合、会長は速やかに新委員を選定し任命する。

8 条 会員への周知方法

1. 執行部会で承認された予算・決算・事業計画・事業報告は、本会ホームページおよびメールマガジンにより周知する。

9 条 会費等

1. 本会入会金は 5,000 円とする。
2. 本会会費は年額 1,000 円とする。また、終年会費は 10,000 円とする。
3. 平成 20 年度卒業生（平成 21 年 3 月卒業）より、入会金と終年会費合わせて 10,000 円を卒業時に集金するものとする。
4. 平成 22 年度入学生（平成 22 年 4 月入学）より、入会金と終年会費合わせて 10,000 円を入学時に集金するものとする。
5. 賛助会費は、1 口年額 10,000 円、1 口以上とする。

10 条 特別報酬

1. 会報担当の広報委員（2 名以内）に、会報の編集・発行に係る職務に対して、執行部会で決められた特別報酬（年額）を本会から支払うものとする。
2. ホームページ管理者の広報委員 1 名に、ホームページの維持・管理費として、執行部会で決められた特別報酬（年額）を、また、ホームページの改変等を行った場合はそれに係る職務に対して、執行部会で決められた特別報酬（1 回あたりの額）を本会から支払うものとする。

11 条 本規則の改正

1. 本規則は執行部会において、出席者数の過半数以上の議決があったとき改正することができる。